出勤前の持ち物・身だしなみチェックリスト

現場に出る前に、服装・装備・持ち物を確かめるためのリストです。決まりや持ち物は会社ごとに違うので、会社の指示に合わせて書き足して使ってください。

日付	令和　　年　　月　　日（　）	**氏名**	
現場（場所）			
仕事の種類	☐ 施設警備（1号）　☐ 交通誘導警備（2号）　☐ 雑踏警備（2号）　☐ 身辺警護（4号）		

確かめたら ☐ に印を付け、確認した日を書きます。当てはまらない項目は ☐ に「−」と書きます。

No.	確認すること	確認	確認日	メモ
■ 1　前の日までに確かめること				
1	現場の場所と、集合の時刻・集合の場所を確かめた	☐		
2	現場の責任者と、会社の連絡先を確かめた	☐		
3	その日の仕事の種類と、持ち場を確かめた	☐		
4	会社から指示された持ち物を確かめた（持ち物は会社ごとに違うので、会社の指示に従う）	☐		
5	天気予報を見て、会社の指示に合わせて雨具などを用意した	☐		
6	よく休んで、体調を整えた（体調がよくないときは、早めに会社へ連絡する）	☐		
■ 2　服装（警備業法第16条）				
7	会社から渡された制服を着る（会社が公安委員会に届け出た服装。自分で選んだ服や、ほかの会社の制服は着ない）	☐		
8	標章（ワッペン）が、胸と腕の見える位置に付いている（警察庁の解釈運用基準：会社の名前を表示した60平方センチメートル以上の標章を、上着の胸と上腕部に付けるよう指導）	☐		
9	制帽を用意した（現場によってはヘルメット。会社の指示に従う）	☐		
10	制服でない服装で働く現場（身辺警護など）は、会社から指示された服装にした	☐		
11	服と靴に、汚れ・ほつれ・しわがない	☐		
■ 3　身だしなみ				
12	髪・ひげ・爪を、会社の決まりに合わせて整えた	☐		
13	名札・社員証など、会社が決めた物を身に付けた	☐		
14	上に雨具などを着るときの着方は、会社の指示に従う	☐		
■ 4　現場ごとの装備				
交通誘導警備（国土交通省の指針・厚木労働基準監督署の要請）				
15	保護帽（ヘルメット）	☐		
16	安全靴	☐		
17	安全ベストなど、目立つ服装（反射するもの）	☐		
18	誘導灯・手旗（紅白の小旗）	☐		
19	警笛（笛）	☐		
20	無線機（トランシーバー）（使う現場のとき）	☐		
雑踏警備・施設警備				
21	雑踏警備：会社の制服。現場によって反射ベスト・誘導灯・無線機・携帯用拡声器（ハンドマイク）	☐		
22	施設警備：会社の制服。受付や巡回に合わせた身だしなみ。現場で使う物は会社の指示どおりにそろえた	☐		
■ 5　持ち物				
23	会社から指示された連絡の手段（携帯電話など）	☐		
24	筆記用具・メモ帳（報告や引き継ぎのメモに使う）	☐		
25	腕時計（時刻の確認や記録に使う）	☐		
26	飲み物（休憩のときに水分をとる）	☐		
27	警備計画書・警備指令書など、会社から渡された書類	☐		

No.	確認すること	確認	確認日	メモ
28	検定合格警備員として配置される現場では、合格証明書（その仕事の間は持ち、求められたら見せる。警備員等の検定等に関する規則第3条）	☐		
■ 6　護身用具（警備業法第17条）				
29	護身用具は、会社が公安委員会に届け出た物だけを、会社の指示どおりに持つ	☐		
30	北海道で持てる物（北海道公安委員会の規則）は、警戒棒・警戒杖・刺股・金属でない楯など。どれも、とがった部分がないもの	☐		
31	集団で警備をするときは、警戒棒・警戒杖を持たない（競輪場などの公営競技場で警戒棒を持つときを除く）	☐		
32	昼間など、持つ必要が少ないときは持たない（警察庁の解釈運用基準）	☐		
■ 7　現場に着いたら				
33	時間に余裕をもって、集合場所に着いた	☐		
34	責任者にあいさつし、持ち場・連絡の方法・休憩の取り方を確かめた	☐		
35	交通誘導では、立つ位置と、車が来たときに避ける場所を確かめた（厚木労働基準監督署の要請）	☐		
36	合図の方法と動作を、現場の責任者や作業員と確かめた（同）	☐		
■ 8　会社の決まり・書き足すこと				
37		☐		
38		☐		
39		☐		

※ 決まりや持ち物は、会社ごとに違います。リストにない物は「8」の行に書き足し、会社の指示に従ってください。

出典（2026年10月28日に確かめました）

・警備業法 第16条・第17条（e-Gov法令検索） https://laws.e-gov.go.jp/law/347AC0000000117

・警備員等の検定等に関する規則 第3条 https://laws.e-gov.go.jp/law/417M60400000020

・警察庁「警備業法等の解釈運用基準について（通達）」令和6年6月27日 https://www.npa.go.jp/laws/notification/seian/seiki/20240627hei240.pdf

・北海道公安委員会「警備業者等の護身用具の携帯の禁止及び制限に関する規則」 https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/koukai/jyourei/j-seian/j-hoan/hoan_s47-02.pdf

・国土交通省「土木工事安全施工技術指針」（令和7年3月） https://www.mlit.go.jp/tec/content/001878929.pdf

・厚木労働基準監督署「建設工事現場等における交通誘導警備業務の労働災害防止の徹底について（要請）」（令和3年11月2日）

・使い方の解説：https://l-security-lit.com/column/security-guard-uniform

ご利用にあたって

このチェックリストは、一般的な項目をまとめた参考の書式です。L.SECURITY（合同会社LIT）が実際の業務で使っている書式ではありません。ご利用の際は、内容をご自身でご確認のうえ、勤務先の警備会社の指示に従ってください。このチェックリストを使ったことによる損害について、当社は責任を負いかねます。

このチェックリストは L.SECURITY（合同会社LIT・北海道公安委員会認定 第10001029号）が作成しました。https://l-security-lit.com